

8 選挙公営

(1) 選挙公報

ア 選挙公報発行状況

区分	候補者数	掲載申請候補者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの 所要日数			公報1部 当たり印刷費（用 紙代を含む）	公報の規 格及び頁 数
					印刷に 要した 日数	各世帯に配 布を完了す るまでに要 した日数	計		
選挙区	7	7	2,579,100	2,465,247	2	12	14	8.93円	新聞紙大 4頁
比例代表			2,579,100	2,465,247	1	10	11	18.77円	新聞紙大 8頁
知事	2	2	2,579,100	2,465,247	2	12	14	4.68円	新聞紙大 2頁

イ 選挙公報の配布方法

区分	特例配布の届出があった市町数（市町名）
市	11（姫路市、明石市、洲本市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、丹波市、南あわじ市、淡路市）
町	1（稲美町）

（注）補助的方法は含まない。

ウ 「選挙のお知らせ」点訳版の購入

区分	発行者	購入部数	配布方法	郵便物差出日	1部当たりの単価
選挙区	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「点字毎日」号外)	1,040	県選管より直送 (一部市町より送付)	7月12日	1,250円
比例代表					2,090円
知事	社会福祉法人 兵庫県視覚障害者福祉協会			7月8日	400円

エ 「選挙のお知らせ」音声版の購入

区分	発行者	購入本数	配布方法	郵便物差出日	1本当たりの単価
選挙区	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「愛盲時報」号外)	1,233	県選管より直送 (一部市町より送付)	7月12日	2,057円
比例代表					2,000円
知事	社会福祉法人 兵庫県視覚障害者福祉協会			7月8日	660円

(2) ポスター掲示場

ア 投票区の規模別設置数

区分	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		計	
	2km ² 未満	2km ² ～ 4km ²	4km ² ～ 8km ²	8km ² 以上	4km ² 未満	4km ² ～ 8km ²	8km ² 以上	4km ² 未満	4km ² 以上	4km ² 未満	4km ² 以上		
市	投票所数	79	84	123	154	921	87	110	162	11	1	2	1,734
	掲示場設置数	385	457	733	1,048	6,515	735	1,089	1,321	101	9	20	12,413
町	投票所数	10	50	35	74	45	12	23	1				213
	掲示場設置数	50	66	209	504	333	99	271	7				1,539
計	投票所数	89	97	158	228	966	99	133	163	11	1	2	1,947
	掲示場設置数	435	523	942	1,552	6,848	834	1,360	1,328	101	9	20	13,952

イ 新規、既設別設置数

区分	新設した掲示場数		既設のものを再使用した掲示場数		レンタル 資材を使用	計
	恒久的	その他	恒久的	その他		
市		12,413				12,413
町		1,187			352	1,539
計		13,600			352	13,952

ウ 市町別設置数

市町名	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市	359	2,589	2,589	
姫路市	109	844	837	7
尼崎市	88	649	649	
明石市	75	526	526	
西宮市	120	848	848	
洲本市	31	209	209	
芦屋市	21	153	153	
伊丹市	55	382	382	
相生市	23	152	152	
豊岡市	64	505	505	
加古川市	70	502	502	
たつの市	46	312	312	
赤穂市	22	157	157	
西脇市	33	226	226	
宝塚市	63	449	449	
三木市	48	336	336	
高砂市	30	206	206	
川西市	48	333	333	
小野市	30	200	200	
三田市	34	259	259	
加西市	30	216	216	
篠山市	53	378	359	19
養父市	44	325	313	12
丹波市	40	331	331	
南あわじ市	30	235	235	
朝来市	53	376	347	29
淡路市	40	280	280	
宍粟市	54	409	343	66
加東市	21	159	159	
猪名川町	14	101	101	
多可町	11	96	96	
稲美町	21	135	135	
播磨町	13	91	91	
神河町	11	90	90	
市川町	16	109	109	
福崎町	13	91	91	
太子町	9	66	66	
上郡町	11	87	87	
佐用町	37	279	250	29
香美町	34	257	248	9
新温泉町	23	175	175	
市計	1,734	12,546	12,413	133
町計	213	1,577	1,539	38
合計	1,947	14,123	13,952	171

(3) 公営施設使用の個人演説会

ア 会場数

区分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設					合計
	学校	公民館	公会堂	社寺	農協 業 同 合 組	商工 会 議 所	その他	計	
市	1,515	250	207				680	680	2,652
町	58	27					55	55	140
計	1,573	277	207				735	735	2,792

イ 会場使用度数

区分	施設の使用度数						合計		
	学校及び公民館		公会堂		指定施設		公費負担	候補者負担	
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担			
選挙区	市	18		16		32	1	66	1
	町	1				5		6	
	計	19		16		37	1	72	1
比例代表	市	2		7		10		19	
	町	2		7		10		19	
知事	市	14		10		30		54	
	町	1				4		5	
	計	15		10		34		59	

(4) 新聞広告（選挙区・知事）

区分		広告をした候補者数	広告延回数	広告料金（1人1回分）
朝日新聞	選挙区	7人	8回	401,100円
	知事	2人	2回	401,100円
毎日新聞	選挙区	3人	3回	296,494円
	知事	2人	2回	296,494円
読売新聞	選挙区	7人	9回	375,028円
	知事	2人	2回	375,028円
神戸新聞	選挙区	7人	14回	504,000円
	知事	2人	2回	504,000円
産経新聞	選挙区	1人	1回	217,140円
	知事	人	回	円

(5) 政見放送

ア 政見放送の日時及び順序（選挙区）

放送局名		放送日	放送時間	政見放送の放送順序						
NHK総合テレビ	1回目	7月11日(木)	7:30~7:56	みなと 侑子	金田 峰生	つじ 泰弘	松本 なみほ			
		7月12日(金)	7:30~7:50	清水 貴之	下村 えりこ	鴻池 よしただ				
	2回目	7月17日(水)	15:15~15:41	みなと 侑子	金田 峰生	つじ 泰弘	松本 なみほ			
		7月18日(木)	15:15~15:35	清水 貴之	下村 えりこ	鴻池 よしただ				
NHKラジオ第1	1回目	7月9日(火)	19:30~19:56	みなと 侑子	金田 峰生	つじ 泰弘	松本 なみほ			
		7月10日(水)	19:30~19:50	清水 貴之	下村 えりこ	鴻池 よしただ				
	2回目	7月16日(火)	8:05~8:33	みなと 侑子	金田 峰生	つじ 泰弘	松本 なみほ			
		7月17日(水)	8:05~8:25	清水 貴之	下村 えりこ	鴻池 よしただ				
サンテレビジョン	1回目	7月12日(金)	16:00~16:50	鴻池 よしただ	清水 貴之	下村 えりこ	みなと 侑子	つじ 泰弘	金田 峰生	松本 なみほ
	2回目	7月14日(日)	14:00~14:50	鴻池 よしただ	清水 貴之	下村 えりこ	みなと 侑子	つじ 泰弘	金田 峰生	松本 なみほ
	3回目	7月17日(水)	19:54~20:44	鴻池 よしただ	清水 貴之	下村 えりこ	みなと 侑子	つじ 泰弘	金田 峰生	松本 なみほ
ラジオ関西		7月11日(木)	18:10~19:00	つじ 泰弘	下村 えりこ	清水 貴之	みなと 侑子	鴻池 よしただ	松本 なみほ	金田 峰生

イ 政見放送の日時及び順序（知事）

放送局名		放送日	放送時間	政見放送の放送順序	
NHK総合テレビ	1回目	7月11日(木)	13:05~13:19	井戸 敏三	田中 耕太郎
	2回目	7月16日(火)	6:30~6:44		
NHKラジオ第1	1回目	7月10日(水)	7:25~7:40		
	2回目	7月18日(木)	15:05~15:19		
サンテレビジョン	1回目	7月11日(木)	19:00~19:15	井戸 敏三	田中 耕太郎
	2回目	7月14日(日)	11:00~11:15		
	3回目	7月17日(水)	16:00~16:15		
ラジオ関西		7月17日(水)	18:45~19:00	井戸 敏三	田中 耕太郎

(6) 選挙運動用自動車

ア 選挙区

区 分	一般運送 契約によ るもの (ア)	(ア) 以外の契約によるもの				合 計
		自動車の借入 (イ)	燃料の供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計	
契約をした 候補者数	0人	5人	5人	5人		
延べ使用 (従事)日数	0日	85日		78日		
契約金額 の総額	0円	941,780円	416,721円	932,500円	2,291,001円	2,291,001円
基準額の 総額	0円	1,300,500円	624,750円	975,000円	2,900,250円	2,900,250円
請求額の 総額	0円	941,780円	416,721円	932,500円	2,291,001円	2,291,001円

- (注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。
2. 「契約金額の総額」は、選管に届出された契約届出書記載金額の総計である。
3. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに (ア) 1日 64,500円×使用日数 (イ) 1日 15,300円×使用日数 (ウ) 7,350円×選挙運動日数 (エ) 12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。
4. 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。

イ 知事

区 分	一般運送 契約によ るもの (ア)	(ア) 以外の契約によるもの				合 計
		自動車の借入 (イ)	燃料の供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計	
契約をした 候補者数	0人	2人	2人	2人		
延べ使用 (従事)日数	0日	34日		34日		
契約金額 の総額	0円	327,080円	188,928円	425,000円	941,008円	941,008円
基準額の 総額	0円	520,200円	249,900円	425,000円	1,195,100円	1,195,100円
請求額の 総額	0円	327,080円	188,928円	382,500円	898,508円	898,508円

- (注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。
2. 「契約金額の総額」は、選管に届出された契約届出書記載金額の総計である。
3. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに (ア) 1日 64,500円×使用日数 (イ) 1日 15,300円×使用日数 (ウ) 7,350円×選挙運動日数 (エ) 12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。
4. 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。

(7) 選挙運動用ビラ

ア 選挙区

区 分	1 回 契 約		計	2 回 契 約		合 計
	5 万枚以下	5 万枚を 超えるもの		5 万枚以下	5万枚以下1回 5万枚超 1回	
1 種類のみ 作成した候補 者及び枚数	0 人	4 人	4 人			4 人
	0 枚	1,060,500 枚	1,060,500 枚			1,060,500 枚
2 種類を 作成した候補 者及び枚数	0 人	1 人	1 人	人	人	1 人
	0 枚	265,000 枚	265,000 枚	枚	枚	265,000 枚
契約金額の総額	0 円	5,889,520 円	5,889,520 円	円	円	5,889,520 円
基準額の総額	0 円	7,075,500 円	7,075,500 円	円	円	7,075,500 円
請求額の総額	0 円	5,755,800 円	5,755,800 円	円	円	5,755,800 円
平均単価	0 円	4.45 円	4.45 円	円	円	4.45 円

イ 知事

区 分	契 約		合 計
	5 万枚以下	5 万枚を 超えるもの	
作成した候補 者及び枚数	0 人	2 人	2 人
	0 枚	530,100 枚	530,100 枚
契約金額の総額	0 円	2,923,213 円	2,923,213 円
基準額の総額	0 円	2,830,200 円	2,830,200 円
請求額の総額	0 円	2,112,050 円	2,112,050 円
平均単価	0 円	5.52 円	5.52 円

(注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に確認書により確認された作成枚数が(1)5万枚以下の場合は7円30銭、(2)5万枚を超える場合には、次の算式により単価をそれぞれ乗じたものの合計である。

$$\frac{365,000 \text{ 円} + 4 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \quad (\text{1 銭未満の端数は切り上げ})$$

3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{\text{契 約 金 額 の 総 額}}{\text{契約届に記載された枚数の全候補者合計枚数}} \quad (\text{1 銭未満の端数は切り上げ})$$

(8) 選挙運動用ポスター

ア 選挙区

候補者数	作成枚数	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額	平均単価
5人	122,394枚	10,510,306円	8,005,668円	7,955,668円	87円

イ 知事

候補者数	作成枚数	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額	平均単価
2人	33,740枚	3,675,000円	2,226,840円	2,226,840円	109円

(注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に
$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$
による単価
をそれぞれに乗じたものの合計である(単価は1円未満の端数は切り上げ)。

3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{\text{契約金額の総額}}{\text{契約届に記載された(枚)数の全候補者合計(枚)数}$$

(9) 通常葉書、立札及び看板の類(選挙区)

区分	通常葉書 (ア)	立札及び看板の類		
		選挙事務所用 (イ)	選挙運動自動車等用 (ウ)	個人演説会用 (エ)
候補者数	5人	4人	5人	4人
作成枚数	339,375枚	36枚	20枚	20枚
契約金額の総額	2,008,085円	1,656,792円	817,992円	626,105円
基準額の総額	2,206,250円	1,921,968円	1,010,960円	772,420円
請求額の総額	1,847,781円	1,656,792円	817,992円	626,105円
平均単価	5.92円	46,022円	40,900円	31,306円
選挙事務所の数		12		

(注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成(枚)数に下記の単価
(ア) 作成枚数が35,000枚以下の場合は7円50銭、35,000枚を超える場合はつぎの算式による単価をそれぞれ乗じたものを合計する。

$$\frac{262,500円 + 6円48銭 \times (\text{当該作成枚数} - 35,000枚)}{\text{当該作成枚数}}$$

(1銭未満の端数は切り上げ)

(イ) 53,388円 (ウ) 50,548円 (エ) 38,621円 をそれぞれ乗じたものである。

3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{\text{契約金額の総額}}{\text{契約届に記載された(枚)数の全候補者合計(枚)数}$$

【(ア)については1銭未満、その他については1円未満の端数は切り上げ】